

令和3年度独立行政法人大学改革支援・学位授与機構学位審査会（第4回）議事要旨

1 日 時 令和4年2月21日（月）15時00分～16時00分

2 場 所 Web開催

3 出席者 大芝委員長、影山副委員長
天野、飯野、宇高、菊池、椎原、菅原、瀬沼、土野、
本田、山口、山下（哲）、山下（純）、吉川の各委員
（機構側出席者）
福田機構長、長谷川理事、湊屋理事、土屋研究開発部長
鈴木教授、宮崎教授、森教授、齋藤助教
絹笠審議役、小野寺管理部長、高久学位審査課長

4 令和3年度学位審査会（第3回）議事要旨について
確定版として配付された。

5 議 事

(1) 学士、修士及び博士の学位授与の審査の結果について

令和3年度10月期の短期大学及び高等専門学校卒業者等及び特例適用専攻科の修了見込者に対する学士の学位授与の審査、令和3年9月の省庁大学校の認定課程修了者に対する博士の学位授与の審査及び試験（口頭試問）、並びに令和3年3月の省庁大学校の認定課程修了者のうち判定を保留した者に対する修士の学位授与に係る審査の結果に関して、学位審査課長から資料1-1～1-6に基づき、各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明があった。

説明の後、審査を担当した委員から専門委員会・部会の資料についての補足説明があった。

その後、審議が行われた結果、令和3年度10月期の短期大学及び高等専門学校の卒業者等については、資料1-1及び1-2の判定案のとおり、申請者592人のうち532人が「合格（うち認定専攻科修了見込者296人は「合格見込」）」、60人が「不合格」、特例適用専攻科修了見込者については、資料1-3の判定案のとおり、短期大学専攻科からの申請者225人、高等専門学校専攻科からの申請者1,531人の計1,756人全員が「合格見込」と判定された。今後、単位の修得結果、学修総まとめ科目の成果の要旨の提出及び専攻科の修了を確認した上で最終的な合否を確定することとされた。

また、省庁大学校の認定課程修了者については、資料1-4～1-6の判定案のとおり博士の申請者18人全員及び修士の保留者3人が「合格」と判定された。

(2) 認定課程修了者等に係る学士、修士及び博士の学位授与の審査について

学位審査課長から、資料2-1～2-3に基づき、令和4年3月の省庁大学校の認定課程修了予定者に係る学士の学位授与申請予定者数、令和4年3月の修了見込者に係る修士・博士の審査、及び令和4年3月の修了予定者（留学生等）に係る修士・博士の学位授与申請予定者数の状況について説明があった。

その後、審議が行われた結果、令和4年3月修了予定の学士の学位授与申請予定者1,164人については、3月の正式な申請を受けた後、認定課程の修了及び大学設置基準に規定される単位以上の修得を、各教育施設の長が発行する証明書に基づいて機構で確認の上、速やかに学位を授与し、審査結果を次回の学位審査会にて報告することが了承された。

令和4年3月修了見込者の修士の学位授与申請者13人及び博士の学位授与申請者1人については、論文審査及び試験（口頭試問）の結果を受け、合格となった者には速やかに学位を授与し、審査結果を次回の学位審査会にて報告することが了承された。

また、令和4年3月修了予定者（留学生等）の修士の学位授与申請予定者41人及び博士の学位授与申請予定者3人については、3月中に論文審査及び試験（口頭試問）を行うことが了承された。

(3) 専攻科に係る認定の審査等の結果について

今年度の第3回学位審査会において審査が付託された、短期大学の専攻科に係る認定の審査、及び高等専門学校の認定専攻科に係る再審査に関して、学位審査課長から、資料3-1及び3-2に基づき、専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明があった。

説明の後、審査を担当した委員から補足説明があった。

その後、審議が行われた結果、認定の可否について、判定案のとおり、申出のあった短期大学の専攻科3校3専攻が「可」、高等専門学校の専攻科1校3専攻が「可」と判定された。

(4) 教育の実施状況等の審査の結果について

今年度の第2回学位審査会において審査が付託された、短期大学の認定専攻科、短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科、及び第1回学位審査会において審査が付託された省庁大学校の認定課程に係る令和3年度の教育の実施状況等の審査に関して、学位審査課長から、資料4-1～4-3に基づき、審査を担当した各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案について説明があった。

その後、審議が行われた結果、教育の実施状況等の適否について、判定案のとおり、短期大学の認定専攻科については審査対象となった6校7専攻が「適」、短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科については審査対象となった10校19専攻が「適」、省庁大学校の認定課程については審査対象となった1校3課程すべてが「適」と判定された。

また、令和元年度に教育の実施状況等の審査を行い、改善計画書が提出された短期大学の特例適用専攻科について、判定保留となっていた一部の授業科目について適切な対応がなされたことを確認した。

(5) 特例適用専攻科の変更の届出に係る審査の結果について

今年度の第3回学位審査会において審査が付託された、短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科の令和4年度からの変更に関して、学位審査課長から、資料5に基づき、審査を担当した各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案について説明があった。

その後、審議が行われた結果、審査の対象となった専攻について、資料5の審査担

当専門委員会・部会の審査結果のとおり、一部の科目または個表が否とされたものの、変更を「可」とすることで判定された。

(6) 特例適用専攻科における学修総まとめ科目の実施状況等に関する学位審査会意見について

研究開発部幹事から、資料6に基づき、令和3年度4月期の学修総まとめ科目の実施状況等に関する学位審査会意見案などについて説明があり、審議の結果、原案のとおり了承され、専門委員会において付されたコメントは次回、教育の実施状況等の審査時に参考とすることとされた。

(7) その他

学位審査課長から、資料7-1に基づき、学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する申請受付期間・審査方法等の見直しの方針について説明があり、案のとおり了承された。

続いて資料7-2に基づき、令和4年度の審査スケジュール案について説明があった。

その後、今年度をもって学位審査会委員を退任する菊池委員、瀬沼委員及び土野委員より、退任の挨拶があった。

以 上